

平成 23 年度 行政評価委員会の進め方について（案）

1 行政評価委員会の役割

次の諮問内容について、評価・検討を行い、区長に提言を行う。

- (1) 区が行った事務事業評価の結果の妥当性について
- (2) 区が行った施策評価の結果の妥当性について
- (3) 区の行政評価制度のあり方について

2 検討方法

上記 1 の(1)および(2)については、2つの専門部会を設け、評価を行う。

(3)については、全体会で検討を行う。

・ 第 1 専門部会

区民生活と産業分野 （18 施策）

環境とまちづくり分野 （23 施策）

・ 第 2 専門部会

子ども分野 （11 施策）

健康と福祉分野 （19 施策）

行政運営分野 （6 施策）

※（ ）内は長期計画の施策の数、別紙 1 参照

3 行政評価委員会の開催スケジュール（案）

裏面のとおり

平成23年度 行政評価委員会スケジュール(案)

月	旬	全体会	専門部会	内容
7月	上			
	中			
	下		●	事務事業評価の妥当性評価(12事務事業) 事前勉強会(3事務事業×2部会×2日)
8月	上		●	
	中			
	下		● 部会別 開催	事務事業評価の妥当性評価(12事務事業) 公開による評価 ※部会別に開催(土曜もしくは日曜) (6事務事業×1部会×2日)
9月	上	●	●	事務事業評価の妥当性評価まとめ 施策評価の妥当性評価選定会議(24施策)
	中			
	下			
10月	上		●	
	中		●	施策評価の妥当性評価(24施策) (3施策×2部会×4日)
	下		●	
11月	上		●	
	中			
	下	●		施策評価の妥当性評価(専門部会からの報告・課題)
12月	上	●		施策評価の妥当性評価(まとめ) 提言の検討(提言書の構成・内容)
	中			
	下	●		提言の検討(提言書の形式・骨子案)
1月	上	●		提言の検討(提言書案)
	中			
	下	●		行政評価に関する提言を区長に答申

※全体会および専門部会の開催時間は、平日夜間(18:30~20:30)の開催を原則とする。
ただし、土曜もしくは日曜に開催する事務事業評価の妥当性評価については、9:30~16:00とする。